

令和 2 年 6 月 18 日

厚生労働大臣 加藤勝信 殿

全国柔道整復師統合協議会
共同代表 岸野雅方 田中威勢夫

要望書

近年、柔道整復師を取り巻く環境は激しい変化の中にあります。特に、一部の施術者による療養費の不正請求事案の存在が指摘される中で、不正請求への対策は業界挙げて取り組まなければなりません。

しかしながら、現在、全国に約 5 万院といわれる接(整)骨院の約 7 割が個人契約であるにも関わらず、これまで個人契約の柔道整復師の間で相互理解を深め、柔道整復業の諸問題について話し合う場がなく、一部の柔道整復師による不正請求について個人契約の業界団体としてコンプライアンスを徹底させることができなかつたことは真摯に反省しなければなりません。

この度、私たちは個人契約の業界団体として柔道整復師が抱える諸問題を解決するため、行政や他団体との効率的な連携及び意見集約、そして、すべての柔道整復師の適正化を図り、柔道整復師の社会的地位向上と健全な発展に寄与するため、令和 2 年 4 月 8 日に「全国柔道整復師統合協議会」を設立いたしました。これは、全国約 5 万院といわれる接(整)骨院の約 3 割にあたります。

厚生労働省におかれましては、患者の視点に立って国民の安心につながる「受領委任払い」をすべての保険者が堅持し、保険者と数十年にわたる信頼関係によって構築された個人契約柔道整復師による復委任(個人請求)団体を、公平・公正な観点から存続させることにご理解ご協力を賜りますよう要望いたします。